事業主経由で第2号被保険者に送付する 「ねんきん特別便」の実施に係る事務取扱要領

平成20年6月社会保険庁

### 目 次

### はじめに

第1章 「ねんきん特別便」の配付に係る事務処理

第2章 「年金加入記録回答票」の回収に係る事務処理

第3章 Q&A

### (参考資料)

・「ねんきん特別便」様式集

(様式1)年金記録のお知らせ

(様式2)年金加入記録回答票

(様式3)「ねんきん特別便」(緑色の封筒)

(様式4)「ねんきん特別便」の説明文(リーフレット)

• 社会保険事務所一覧

### はじめに

この度の年金記録をめぐる問題について、心よりお詫び申し上げます。

一刻も早く皆様の年金記録を正しいものとするよう、最善を尽くしてまいります。 年金記録問題への対応については、平成19年7月5日の政府・与党とりまとめ 「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」及び平 成19年8月に厚生労働省において策定した「年金記録適正化実施工程表」に基づ き対策を進めているところですが、これらの対策の中心として位置付けられるのが、 「ねんきん特別便」です。

「ねんきん特別便」は、社会保険庁で把握している年金の加入記録をお知らせし、記録の「もれ」や「間違い」がないかご確認いただくものですが、まず第1段階として、昨年12月から本年3月にかけて、基礎年金番号に統合されていない約500万件の記録と基礎年金番号で管理されている約1億人の記録とのコンピューター上での突合せの結果、記録が結びつく可能性がある約1030万人の方に対して青色の封筒でお送りしたところです。

平成20年度においては、第2段階として、上記以外のすべての方を対象として、4月から5月にかけて年金受給者(約3300万人)の方に、6月から10月にかけて現役加入者(約6200万人)の方に緑色の封筒で「ねんきん特別便」をお送りする予定です。

この取組に関しては、去る1月24日に開催された「年金記録問題に関する関係閣僚会議(第2回)」において決定された「年金記録問題に関する今後の対応」の中で、「すべての受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付する第2段階では、市町村、経済団体、企業等との協力・連携の下に、国を挙げた体制で年金記録の確認等を推進し、記録の統合等を進める」こととされ、6月以降、第2号被保険者に送付する「ねんきん特別便」については、原則として、事業主経由にて実施することとされたところです。

事業主の皆様におかれましては、ご負担をおかけすることになりますが、「ねんきん特別便」を確実にご本人にお届けし、年金加入記録の「もれ」や「間違い」をご確認の上、確実にご回答いただくために、ご協力をいただきますようお願いいたします。

すべての被保険者の方(5千万件の未統合記録 との突合せの結果、既に平成19年度に送付した 方を除く)に送付いたします。

◆ 第1号、第3号被保険者の方には、ご本人に 直接送付いたします。

### 事業主の皆様にご協力いただく内容

従業員の皆様の「ねんきん特別便」をまとめて送 付いたしますので、ご本人にお渡しいただくようお 願いします。

また、「ねんきん特別便」と併せて送付する「送付対象者一覧表」に配付状況をご記入のうえ、当該一覧表を社会保険庁にご提出いただくようお願いします。



第2号被保険者の方への「ねんきん特別便」の送付から回答までの流れ

/ wcosaxiyeowy.ii. 30

氏名、生年月日、性別、現住所、 電話番号を記入

### 2. 年金加入記録の確認

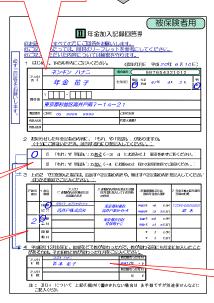
ご自身の年金加入記録について、「もれ」や「間違い」がないかご確認いただきます。

### 3. 年金加入記録回答票への記入

年金加入記録に「もれ」や「間違い」がある場合も、 ない場合も必ず記入いただきます。

記録に「もれ」や「間違い」があるかないかを記入

記録に「もれ」や「間違い」がある場合に、その内容を記入



4. 年金加入記録回答票の提出

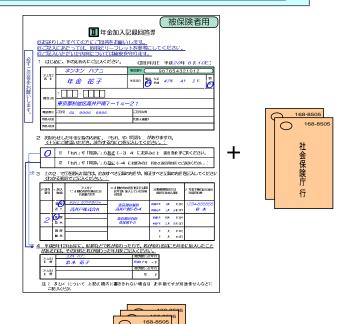
返信用封筒に封入のうえ、社会保険庁にご提出いただきます。

### 事業主の皆様にご協力いただく内容

従業員の皆様の年金加入記録回答票の回収は、配付から 1ヶ月以内を目途に行っていただき、社会保険庁に提出いただ くようお願いします。

また、送付対象者一覧表に配付・回収状況をご記入のうえ、当該一覧表を社会保険庁にご提出いただくようお願いします。

◆社会保険庁に送付いただく際の郵送料は、社会保険庁に おいて負担いたします。



社会保険庁行

平成8年12月以前に旧姓で年金に

加入していた場合は、旧姓を記入

回収いただいた年金加入 記録回答票をまとめて社会 保険庁に郵送

-2

第1章 「ねんきん特別便」の配付に係る事務処理

### 1.「ねんきん特別便」の送付方法

事業主の皆様には、6月から現役加入者の方へお送りする「ねんきん特別便」の実施に 先立って、事前に「ねんきん特別便」の配付及び「年金加入記録回答票」の回収に関する ご協力の可否について、ご回答をいただいたところです。

社会保険庁において、事業主の皆様よりご回答いただいた結果に基づき、ご協力いただける事業所については、従業員の方の「ねんきん特別便」をまとめて事業所へお送りし、 ご協力いただけない事業所については、従業員の方に社会保険庁から直接「ねんきん特別 便」をお送りしています。

### 2. 社会保険庁から事業主の皆様への「ねんきん特別便」の送付

- 〇 事業主の皆様にお送りする「ねんきん特別便」については、原則、被保険者整理番号順に整列して、まとめてお送りしています。
  - ※ 被保険者数が1000名以上などの事業所につきましては、事業所の希望する順序 に並べ替えてお送りしています。

### 《 「ねんきん特別便」が届いた際の留意事項 》

- 〇 「ねんきん特別便」が届きましたら、まず、送付対象者一覧表に記載されている全 従業員の方の「ねんきん特別便」が同封されていることをご確認願います。
- ただし、下記に該当する方には、今回、お送りしておりません。
  - ①「ねんきん特別便」の作成日以後に新たに資格を取得(入社等)した方
  - ②年金受給中の方(4月~5月に既にご本人あてにお送りしております)
  - ③3月までに既にご本人あてにお送りした方(コンピュータ上の突き合わせの 結果、記録が結び付く可能性がある方)

なお、今回「ねんきん特別便」が届いていない従業員の方が、上記①~③に該当しているかを確認されたい場合は、管轄の社会保険事務所にご照会いただくようお願いいたします。

〇 退職された方の「ねんきん特別便」が入っていた場合は、社会保険庁から改めてご本人にお送りいたしますので、同封の「年金加入記録回答票返信用封筒」を使用してご返送下さい。その際、送付対象者一覧表の備考欄に「退職者」とご記入いただき、その写しを同封してください。

なお、退職されている方であっても、退職直後でグループ会社へ転職されている等、 確実にご本人に配付いただける場合は、事業主の皆様から「ねんきん特別便」を配付 いただくようお願いいたします。

- 以下のものをお送りしていますので、ご確認をお願いします。
  - ① 「送付状」

『事業主の皆様へ』と記載された両面1枚紙です。

② 「ねんきん特別便送付対象者一覧表」(別紙1)

事業主の皆様に「ねんきん特別便」の配付・回収をしていただく方の一覧表です。 この一覧表に、従業員の方へ「ねんきん特別便」を配付いただいた年月日、従業員の 方から「年金加入記録回答票」を回収し、社会保険庁へご提出いただいた年月日を記 入いただくほか、従業員の方が既に退職している場合に、備考欄に「退職者」とご記 入していただく等、事業所内での配付・回収の状況の管理に活用していただきます。

③ 「年金加入記録回答票返信用封筒」

従業員の方の「年金加入記録回答票」を回収し、事業主の皆様から社会保険庁へ提出する際に使用していただく封筒です。(料金着払用の専用封筒です)

なお、この封筒は、回収にご協力いただけない事業所についても、前述のように、 退職されている方等の「ねんきん特別便」をご返送いただく際に、ご利用いただける ようお送りしています。

- ④ 個人別の「ねんきん特別便」
- 3. 事業主の皆様から従業員の方への「ねんきん特別便」の配付
  - 社会保険庁からお届けした「ねんきん特別便」(緑色の封筒) を、開封せずに従業員の 方にお渡しください。

その際、送付対象者一覧表に配付年月日をご記入し、配付状況を管理していただくようお願いいたします。従業員の方への配付が完了いたしましたら、送付対象者一覧表の写しを社会保険庁へご提出願います。

なお、送付対象者一覧表が磁気媒体で提供されている事業所につきましては、紙に出 カの上、提出いただくようお願いいたします。

- 〇 「ねんきん特別便」を配付いただく際は、下記の事項について、従業員の方にご説明 いただくか、別紙2の広報チラシをご活用して周知を図っていただくようお願いいたし ます。
  - ① 「ねんきん特別便」を必ずご覧いただき、年金記録に「もれ」や「間違い」がない か十分にご確認していただきたいこと。
  - ② 年金記録に「もれ」や「間違い」がある場合もない場合も、必ず同封している「年金加入記録回答票」にご回答を記入し、提出いただきたいこと。
  - ③ 「ねんきん特別便」に表示されている住所が、現在お住まいの住所と異なる場合は、 事業所を通じて住所変更届をご提出いただきたいこと。(すでに住所変更届をご提出い ただいている場合は必要ありません。)

### 《 休職中や育児休業中の方への送付 》

休職中や育児休業中の方の「ねんきん特別便」につきましては、直接ご本人にお渡しすることが困難な場合、退職された方と同様に社会保険庁から改めてご本人にお送りいたしますので、同封の「年金加入記録回答票返信用封筒」を使用してご返送下さい。その際、送付対象者一覧表の備考欄に「休職者」等とご記入いただき、その写しを同封してください。

また、事業主の皆様から休職中や育児休業中の方へ直接郵送いただいても構いません。その際には、「ねんきん特別便」をそのままポストに投函すると送達不能となりますので、「ねんきん特別便」に切手を貼っていただき、封筒の表面の「社会保険庁 社会保険業務センター 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号」の記載を事業所名及び住所に変更していただくか、事業主の皆様が別封筒に「ねんきん特別便」を封入いただいた上で、お送りいただくようお願いいたします。

### 《 海外居住者の方への送付 》

事業主の皆様に「ねんきん特別便」を送付いたしますので、事業主の皆様から従 業員の方の海外勤務地あてにお送りいただくようお願いいたします。

なお、その際は、「ねんきん特別便」の配付・回収が円滑に行えるよう、海外勤務地の社会保険担当の方用として、本書を同封してお送りいただくようお願いいたします。

### 《 「ねんきん特別便」を紛失、毀損された場合の取扱い 》

従業員の方が「ねんきん特別便」を紛失、毀損された場合、事業主の皆様から一括申請ができますので、管轄の社会保険事務所に申請いただくようお願いいたします。

なお、その際は「ねんきん特別便」という形式ではありませんが、「ねんきん特別便」(年金記録のお知らせ)と同様の内容が記載されている「年金記録照会回答票」を作成し、提供いたします。

また、個々の従業員の方から直接申請を行うこともできますので、その際は、管轄の社会保険事務所に連絡いただくよう、従業員の方へお伝え願います。

事業所整理記号 99-ABC

(株) 年金商事 事業所名称

### 「ねんきん特別便」送付時(記載例)

								平成Z9年Z9月Z9日 現在
被保険者 整理番号	基礎年金番号	氏 名	生年月日	住 所	配付年月日	「年金加入記録回答票」 社会保険庁への送付日	社会保険庁 確 認 欄	備考
0000001	0001000001	年金 太郎	9-99.99.99	東京都 〇〇				
0000002	0001000002	厚年 一郎	9-99.99.99	東京都 △△				
0000003	0001000003	年金 花子	9-99.99.99	神奈川県 〇〇				
0000004	0001000004	国年 花子	9-99.99.99	東京都 🗆				
0000005	0001000005	厚生 次郎	9-99.99.99	大阪府 〇〇				
0000006	0001000006	東京 一郎	9-99.99.99	北海道 〇〇				
0000007	0001000007	神奈川 三郎	9-99.99.99	東京都 ××				
0000008	0001000008	千葉 幸子	9-99.99.99	千葉県 ××				
0000009	0001000009	埼玉 美子	9-99.99.99	東京都 〇〇〇〇				
0000010	0001000010	茨城 四郎	9-99.99.99	大阪府 ××				

### 「ねんきん特別便」年金記録の確認にご協力ください。

### 現役加入者の皆様へ

緑色の封筒でお届けします。

本年6月から10月までの間に、すべての現役加入者の方々へ「ねんきん特別便」をお届けします。

- ・自営業、専業主婦、学生などの方には、直接ご本人の住所へ
- ・会社勤めの方には、お勤めの会社を通じて(会社のご協力が得られた場合)又は直接ご本人の住所へ



6月から10月の緑色の封筒

- 年金記録のご確認をお願いします。
  - ・年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認をお願いします。
  - ・「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

### |※ 3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」が届いた方は、年金記録にもれがある可能性が高い方です。

- ・まだ回答をいただいていない方がいらっしゃいますので、ご注意願います。
- ・まず、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。
- ・結びつく可能性のある記録についての具体的な情報を提供します。



3月までの青色の封筒

平成8年以前に旧姓で年金に加入していた方はご注意願います。

結婚等により氏名を変更されている方の記録が、いわゆる持ち主不明であった「5000万件」の記録の中に多数存在することが見込ま れています。これらの年金記録は、皆様からのお申出により、速やかに記録に結びつけることができますので、ご協力をお願いします。

住所変更の手続きをお願いします。

「ねんきん特別便」を確実にお届けするためには、正しい住所の届出が必要です。住所異動の際は、変更の手続きを忘れずにお願いします。

まわりの方にも呼びかけてください。

ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴についてご一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答を いただけるよう、ご協力をお願いします。(ご家族でも、お一人お一人に届く時期は異なります。)

### ご質問・お問い合せは

〇「ねんきん特別便専用ダイヤル」

月~金曜日:午前9時~午後8時第2土曜日:午前9時~午後5時

または、〇お近くの社会保険事務所・年金相談センター

**0570-058-555** ※上記以外の受付日時については、社会保険庁HP(http://www.sia.go.jp/)でご案内しております。

※都道府県社会保険労務士会でも無料相談を行っています。 ※詳しくは、HP(http://www.sia.go.ip/)まで。

※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。 ※一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」O570-O5-1165まで。



8

第2章 「年金加入記録回答票」の回収に係る事務処理

- 1. 従業員の方からの「年金加入記録回答票」の回収
  - 〇 従業員の方から、「年金加入記録回答票」を入れた返信用封筒を回収していただきます。 回収する際は、返信用封筒の封がされた状態で回収いただくようお願いいたします。

《 「年金加入記録回答票」を回収する際の留意事項 》

- 〇 「年金加入記録回答票」の回収は、配付から1ヶ月以内を目途に行ってください。
- 〇 1ヶ月以内に回収できない従業員の方については、引き続き、回収の呼びかけをしていただき、お送りした全従業員の方に提出いただけるよう、ご協力をお願いいたします。
- 返信用封筒の裏面に、必ず、住所、氏名欄が記載されていることを、ご確認願います。
- 2. 事業主の皆様から社会保険庁への「年金加入記録回答票」の提出
  - 〇 「年金加入記録回答票」をご提出いただく際は、送付対象者一覧表に社会保険庁への 「送付年月日」を記入し、その写しを「年金加入記録回答票」を入れた返信用封筒と併せ てご提出ください。

なお、送付対象者一覧表が磁気媒体で提供されている事業所につきましては、送付する 被保険者分を紙に出力の上、提出いただくようお願いいたします。

また、全従業員分の「年金加入記録回答票」が集まらなくても、1ヶ月後に回収できた 分を提出いただき、その後、改めて残りの方の分を速やかに提出願います。

- ※ 従業員数が極めて多い事業所については、「年金加入記録回答票返信用封筒」以外の 方法で提出を行っていただく予定ですが、決まり次第、該当する事業所に個別にご連絡 いたします。
- ※ 社会保険庁では、ご提出いただいた「年金加入記録回答票」の内容をコンピュータに 入力し、後日、事業主の皆様に、回答がなかった方の氏名等が記載された送付対象者一 覧表をお送りしますので、ご確認願います。

《 「年金加入記録回答票」を提出する際の留意事項 》

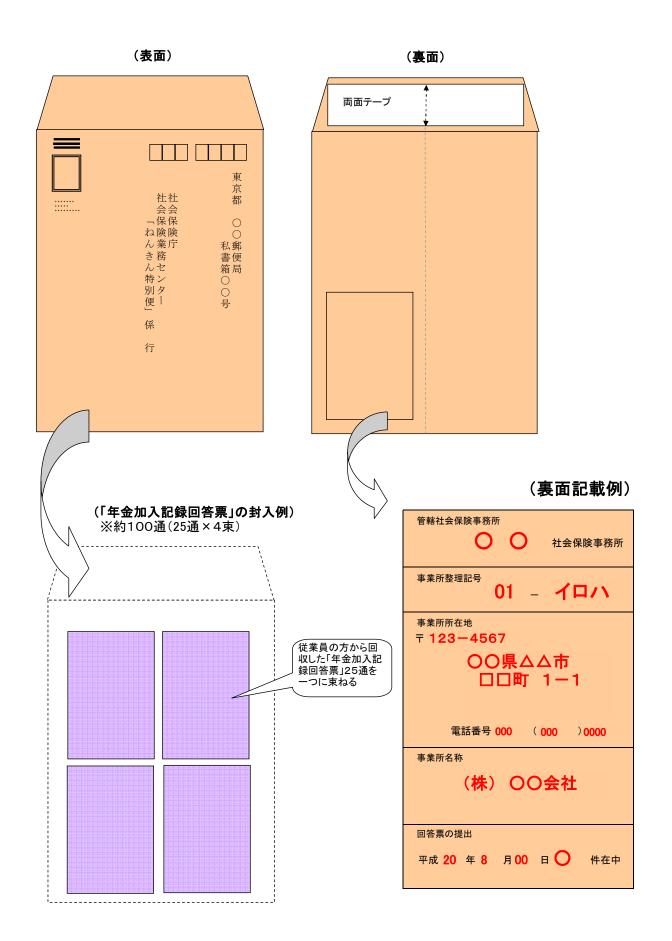
- 「年金加入記録回答票返信用封筒」裏面の記載事項をもれなく記載いただくと ともに、送付対象者一覧表に記載した従業員の方と返信用封筒を回収した従業員 の方が一致していることをご確認の上、提出願います。
- 〇 定形外郵便として取り扱いますので、4kg 未満の郵便物として提出いただくようお願いいたします。(1つの封筒あたりの最大封入枚数は約100通ですので、「年金加入記録回答票」25通を一つに束ね、4つの束を封筒に封入していただくようお願いいたします。)
  - ※ 「年金加入記録回答票返信用封筒」裏面の記載例や返信用封筒の封入例は、 別紙3をご参照願います。
- 〇 「年金加入記録回答票返信用封筒」以外の封筒を使用しますと社会保険庁において郵送料を負担することができませんので、ご留意願います。
- 3. 事業主の皆様における「年金加入記録回答票」の回収状況の進捗管理
  - 〇 「年金加入記録回答票」の回収状況について、送付対象者一覧表を使用して進捗管理 を行っていただきます。(送付対象者一覧表の記入例につきましては、別紙4をご参照願 います。)

ご本人の希望により、「年金加入記録回答票」を直接社会保険業務センターや社会保険 事務所等に提出された場合には、送付対象者一覧表に「本人直送」とご記入ください。 また、未提出の方に回収の呼びかけを行った際は、ご本人への状況確認を行った年月 日を送付対象者一覧表の備考欄にご記入ください。

○ 一定期間経過した時点で「年金加入記録回答票」のご提出がない場合などには、社会 保険庁の業務委託先事業者から、電話により進捗状況をお伺いする場合がありますので、 よろしくお願いします。

なお、「年金加入記録回答票」の記載内容に不備があった場合は、社会保険庁から直接 ご本人に確認いたしますので、事業主の皆様に確認することはいたしません。

### 「年金加入記録回答票返信用封筒」



事業所整理記号 99-ABC 事業所名称 (株) 年金商事 「ねんきん特別便」配付完了時

平成79年79月79日 現在

	1					1		平成Z9年Z9月Z9日 現在
被保険者 整理番号	基礎年金番号	氏 名	生年月日	住所	配付年月日	「年金加入記録回答票」 社会保険庁への送付日	社会保険庁 確 認 欄	備考
000001	0001000001	年金 太郎	9-99.99.99	東京都 〇〇	20.8.1			
000002	0001000002	厚年 一郎	9-99.99.99	東京都 △△	20.8.1			
000003	0001000003	年金 花子	9-99.99.99	神奈川県 〇〇	20.8.1			
000004	0001000004	国年 花子	9-99.99.99	東京都 🗆 🗆				20.7.1 退職者
000005	0001000005	厚生 次郎	9-99.99.99	大阪府 〇〇	20.8.1			
000006	0001000006	東京 一郎	9-99.99.99	北海道 〇〇	20.8.1			
000007	0001000007	神奈川 三郎	9-99.99.99	東京都 ××	20.8.1			
000008	0001000008	千葉 幸子	9-99.99.99	千葉県 ××	20.8.1			
000009	0001000009	埼玉 美子	9-99.99.99	東京都 〇〇〇〇	20.8.1			
000010	0001000010	茨城 四郎	9-99.99.99	大阪府 ××				休職中

### 「年金加入記録回答票」 送付1回目

 事業所整理記号
 99-ABC

 事業所名称
 (株) 年金商事

平成Z9年Z9月Z9日 現在

								<u> </u>		
被保険者 整理番号	基礎年金番号	氏 名	生年月日	住 所	配付年月日	「年金加入記録回答票」 社会保険庁への送付日	社会保険庁 確認 欄	備考		
000001	0001000001	年金 太郎	9-99.99.99	東京都 〇〇	20.8.1					
000002	0001000002	厚年 一郎	9-99.99.99	東京都 △△	20.8.1	20.9.1				
000003	0001000003	年金 花子	9-99.99.99	神奈川県 〇〇	20.8.1	20.9.1				
000004	0001000004	国年 花子	9-99.99.99	東京都 □□		20.8.1		20.7.1 退職者		
000005	0001000005	厚生 次郎	9-99.99.99	大阪府 〇〇	20.8.1	20.9.1				
000006	0001000006	東京 一郎	9-99.99.99	北海道 〇〇	20.8.1					
000007	0001000007	神奈川 三郎	9-99.99.99	東京都 ××	20.8.1		第1回目3名分社会保険庁に送付			
000008	0001000008	千葉 幸子	9-99.99.99	千葉県 ××	20.8.1					
000009	0001000009	埼玉 美子	9-99.99.99	東京都 〇〇〇〇	20.8.1			20.8.29 状況確認		
000010	0001000010	茨城 四郎	9-99.99.99	大阪府 ××		20.8.1		休職中		

「年金加入記録回答票」 回収・送付完了

 事業所整理記号
 99-ABC

 事業所名称
 (株) 年金商事

平成29年29月29日 現在

被保険者						「年金加入記録回答票」	社会保険庁	平成Z9年Z9月Z9日 現在
整理番号	基礎年金番号	氏 名	生年月日	住 所	配付年月日	社会保険庁への送付日	確認欄	備考
000001	0001000001	年金 太郎	9-99.99.99	東京都 〇〇	20.8.1			20.9.5 本人直送
000002	0001000002	厚年 一郎	9-99.99.99	東京都 △△	20.8.1	20.9.1		
000003	0001000003	年金 花子	9-99.99.99	神奈川県 〇〇	20.8.1	20.9.1		
000004	0001000004	国年 花子	9-99.99.99	東京都 🗆 🗆		20.8.1		20.7.1 退職者
000005	0001000005	厚生 次郎	9-99.99.99	大阪府 〇〇	20.8.1	20.9.1		
000006	0001000006	東京 一郎	9-99.99.99	北海道 〇〇	20.8.1	20.9.10		
000007	0001000007	神奈川 三郎	9-99.99.99	東京都 ××	20.8.1	20.9.10		20.9.8 状況確認
000008	0001000008	千葉 幸子	9-99.99.99	千葉県 ××	20.8.1	20.9.10		
000009	0001000009	埼玉 美子	9-99.99.99	東京都 〇〇〇〇	20.8.1	20.9.10	/	20.8.29、20.9.8 状況確認
000010	0001000010	茨城 四郎	9-99.99.99	大阪府 ××		20.8.1		休職中
							全ての被保険	者の回収・送付が完了

### 第3章 Q&A

従業員の方から事業主の皆様にお問い合わせがあった際のQ&Aを作成いたしましたので、 ご活用ください。

なお、「ねんきん特別便」の内容等に関するお問い合わせについては、下記の専用ダイヤルを ご案内していただくようお願いいたします。

- -○「ねんきん特別便」の記載内容に関するお問い合わせは、「ねんきん特別便専用ダイヤル」へ 「0570-058-555」
  - ※ IP電話・PHSからは「03-6700-1144」
- 〇年金に関する一般的なお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」へ

[0570-05-1165]

※ IP電話・PHSからは「03-6700-1165」

### 1. 「ねんきん特別便」の概要等について

- (問1)「ねんきん特別便」はいつ時点の情報で作成されているのですか。
- (問2)「ねんきん特別便」に記載されている氏名、生年月日、住所が誤っていますが、どうすればよいですか。
- (問3) 昔勤務していた会社の名前や期間をよく覚えていないのですが、どうすればよいですか。
- (問4) 共済組合に加入していた期間が「ねんきん特別便」に記載されていません。「年金加入記録回答票」にはどのように記入すればよいですか。
- (問5)「年金加入記録回答票」を「訂正あり」で提出する際、記載されている年金加入記録が誤りであることを証明する書類を添付する必要がありますか。
- (問 6)「年金加入記録回答票」を提出した後、誤った回答をしたことに気がついたのですが、どうすればよいですか。
- (問7)「年金加入記録回答票」に職歴や氏名等を書かずに提出してしまいました。どうすればよいですか。
- (問8)「年金加入記録回答票」を提出しましたが、その後どうなるのですか。回答は、いつもらえるのですか。

### 2. 「ねんきん特別便」の配付及び「年金加入記録回答票」の回収について

- (問9) 事業主が配付や回収をすることは個人情報保護の観点から問題ないのですか。
- (問10) 海外からエアメールで送付した場合でも、受取人払いで受付してもらうことは可能ですか。
- (問11)「年金加入記録回答票」を管轄の社会保険事務所に提出してもよいですか。
- (問12) 配偶者の「年金加入記録回答票」についても会社で回収してもらえますか。
- (問13) 本人が直接社会保険業務センター等に回答票を送付した場合、その情報は会社に伝わるのですか。

### 3. その他

- (問14) 年金見込額が知りたいのですが、どうすればよいですか。
- (問15) 社会保険事務所は土日でも相談できるのですか。

### 1. 「ねんきん特別便」の概要等について

(問1)「ねんきん特別便」はいつ時点の情報で作成されているのですか。

### (答)

加入者の方々に対する「ねんきん特別便」は6月から10月にかけて順次送付することとしており、それぞれ作成日時点の記録を基にお届けすることとなります。

「ねんきん特別便」の作成年月日につきましては、送付対象者一覧表の右上に記載しています。

(問2)「ねんきん特別便」に記載されている氏名、生年月日、住所が誤っていますがどうすればよいですか。

### (答)

氏名、生年月日、住所の訂正(変更)は、法令上、事業主に届出義務が課せられていますので、別途手続きが必要になります。同封の「年金加入記録回答票」に記載いただいても訂正(変更)はできませんので、 事業主の方から管轄の社会保険事務所に、届出をお願いいたします。

(問3) 昔勤務していた会社の名前や期間をよく覚えていないのですが、どうすればよいですか。

### (答)

記憶されている範囲内で、なるべく詳しく会社名、所在地、加入期間等を「年金加入記録回答票」に記入して提出願います。お申し出の会社名、加入期間等について社会保険業務センター等で調査し、その結果を改めて、ご本人にお知らせいたします。

(問 4) 共済組合に加入していた期間が「ねんきん特別便」に記載されていません。「年金加入記録回答票」 にはどのように記入すればよいですか。

### (答)

共済組合員等の正確な加入記録は、それぞれの共済組合で管理しています。「ねんきん特別便」では、原則、平成9年1月以降の共済組合員等の加入期間(平成9年1月以前から引き続き組合員であった場合は、平成9年1月以前の期間も含みます。)について各共済組合等から社会保険庁に情報提供されている加入月数を記載しています。共済組合員期間のご確認は、別途、各共済組合から送付される年金加入記録のお知らせでご確認願います。

したがって、社会保険庁から送付している「ねんきん特別便」については、共済組合員期間以外の年金 加入記録をご確認した上で、ご回答をお願いいたします。 (問 5)「年金加入記録回答票」を「訂正あり」で提出する際、記載されている年金加入記録が誤りであることを証明する書類を添付する必要がありますか。

(答)

「年金加入記録回答票」については、年金手帳などの関係する資料の添付は必要ありません。 なお、当時の年金手帳をお持ちの方は年金手帳の記号番号を記入願います。

(問 6)「年金加入記録回答票」を提出した後、誤った回答をしたことに気がついたのですが、どうすればよいですか。

(答)

ねんきん特別便専用ダイヤル(0570-058-555)にご連絡いただければ、「ねんきん特別便」 という形式ではありませんが、「ねんきん特別便」と同様の内容である「年金記録照会回答票」を送付い たしますので、正しい回答を記載の上、再送付願います。

(問7)「年金加入記録回答票」に職歴や氏名等を書かずに提出してしまいました。どうすればよいですか。

(答)

このような「年金加入記録回答票」を受け付けた場合には、詳細が分かりませんので、不備の理由を付した文書とともに、ご本人に返送いたします。お手元に届きましたら、該当部分を補正の上、再送付願います。

(問 8)「年金加入記録回答票」を提出しましたが、その後どうなるのですか。回答は、いつもらえるのですか。

(答)

「訂正なし」と回答していただいた方については、その後に文書での連絡はいたしません。

「訂正あり」と回答していただいた方については、提出いただいた「年金加入記録回答票」の内容に基づき調査を行い、調査結果をもとに「被保険者記録照会回答票」を送付いたします。

調査の内容により異なりますが、3~4か月でお知らせできる場合もありますが、特に複雑な調査を必要とする場合には、長ければ1年程度の期間を要することもありますので、ご了承ください。

### 2. 「ねんきん特別便」の配付及び「年金加入記録回答票」の回収について

(問9) 事業主が配付や回収をすることは個人情報保護の観点から問題ないのですか。

(答)

社会保険庁から事業主の皆様あてに送付する際は、お一人お一人の「ねんきん特別便」を封かんした状態で送付いたします。また、ご本人から回答いただく際も、「ねんきん特別便」に同封されている社会保険業務センターあての返信用封筒に、「年金加入記録回答票」を封入していただきますので問題はございません。

(問10) 海外からエアメールで送付した場合でも、受取人払いで受付してもらうことは可能ですか。

(答)

回収にご協力いただける事業主の皆様には、海外に居住している従業員の方の「年金加入記録回答票」 も回収いただくこととしております。海外に居住している従業員の方が直接エアメールで「年金加入記録 回答票」を社会保険業務センターにお送りすることは可能ですが、受取人払いはできないこととなります。

(問11)「年金加入記録回答票」を管轄の社会保険事務所に提出してもよいですか。

(答)

従業員の方の「年金加入記録回答票」につきましては、事業主の皆様にお送りした返信用封筒を使用して、社会保険業務センターへ送付願います。

(問12) 配偶者の「年金加入記録回答票」についても会社で回収してもらえますか。

(答)

従業員の配偶者の「年金加入記録回答票」につきましては、直接ご本人から社会保険業務センターへ送 付願います。

(問13) 本人が直接社会保険業務センター等に回答票を送付した場合、その情報は会社に伝わるのですか。

(答)

社会保険庁では、ご本人から送付された「年金加入記録回答票」の受付・確認を行い、その結果をコンピュータ管理することとしておりますので、受付・確認の処理が終了次第、事業所からお問い合わせがあった場合には、個別に状況をお答えすることとしております。

### 3. その他

(問14) 年金見込額が知りたいのですが、どうすればよいですか。

### (答)

お近くの社会保険事務所・年金相談センターにご相談いただくようお願いいたします。

また、ねんきんダイヤル(0570-05-1165(※))や、社会保険庁ホームページ「年金加入記録照会・年金額試算」の年金見込み額試算などもご利用いただけます。

※ IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

(問 15) 社会保険事務所は土日でも相談できるのですか。

### (答)

社会保険事務所の受付時間は、原則、下記のとおりとなっております。

- ・月曜日(休日の場合は翌日)・・・午前8時30分~午後7時00分
- ・火~金曜日(休日を除く)・・・・午前8時30分~午後5時15分
- ・第2土曜日・・・午前9時30分~午後4時00分

第2土曜日以外の休日も開庁している日がありますので、くわしくは社会保険庁ホームページ (http://www.sia.go.jp/) をご覧ください。

なお、社会保険事務所の窓口が混み合い、ご迷惑をおかけする場合がありますので、混雑状況などを社 会保険事務所や社会保険庁ホームページでご確認の上、ご来庁願います。

また、予約制による年金相談を実施しておりますので、上記と同様に、くわしくは社会保険事務所や社 会保険庁ホームページでご確認ください。 (参考資料)



### ねんきん特別便 年金記録のお知らせ

(宛名部分)	は表のとおりです。「もれ」や「間違い」が ないか、十分にお確かめください。ある場合も、 ない場合も、必ずご回答をお願いします。 なお、表の記載では、厚生年金の標準報酬月額、 国民年金の納付・未納の詳細などはお示しできて いませんので、少しでもご心配のある方は、 「ねんきん特別便専用ダイヤル」等にお問い 合わせください。
①基礎年金番号	・生年月日
(あなたの加入記録)	· 作成年月日 年 月 日

番号	制度	④お勤	め先のも	ら称また	は共済組	組合名等	⑤資格を図	取得した年	月日 6資	経を失っ	た年月日	月数
		(	8国民年	金			9厚生年	厚生年金保険 10		員保険	⑪年金加入	
納付済 月数	全額免除月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学生納付 特例月数等	計	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数	加入期間	期間 ②十 <b>③</b> )	3合計 3十⑩)
国民年金の加入月数の合計												
1	⑫共済組合等加入月数 ⑬合計加入期間(⑪+					+12)	されて( 合等の)	いる加入月数 加入月数は、	から社会保険 です。平成89 情報提供され が支払われた期	年以前に退職 ていない場合	した共済組 があります。	
14備		 例扱いσ	)期間等)	 )								

### 1 年金加入記録回答票

- ◎お送りしたすべての方にご回答をお願いします。
- ◎ご記入にあたっては、同封のリーフレットを参考にしてください。
- ◎ご記入いただいた内容については秘密を守ります。

4	<b>はいみに</b>	エのナサウルーブニュスセナハ	
1.	はしめに、	下の太枠内にご記入ください。	0

(提出年月日	平成	年	В	<b>□</b> /
(提出年月日	平风	<del>'</del>	Я	H

			. ш 175 Ш	1 //		•	, ,	
		照会番号						
(フリガナ) 氏名		生年月日	明治・大正 昭和・平成	í	<b>‡</b>	月	В	男・女
現住所	=							
電話番号	ご自宅 ( )	ご自宅以	以外	(	)			
代理人氏名		代理人選	直絡先	(	)			
代理人住所								

2. お知らせした年金記録の内容に、「もれ」や「間違い」がありますか。 <u>(十分にご確認いただき、該当する方に〇を記入してください。)</u>

1	「もれ」や「間違い」が <u>ある</u> (→3.4.にお進みの上、裏面を必ずご覧ください。)
2	「もれ」や「間違い」が <u>ない</u> (→4. にお進みの上、裏面を必ずご覧ください。)

■ 3. 上の2. で①を選んだ場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容を記入してください。
 (わかる範囲でご記入ください。)

ア 該当 番号	イ 加入制度	(フリガナ) ウ お勤め先の名称または 共済組合名等	エ お勤め先の所在地または国 民年金に加入していた当時 の住所	オ 勤務期間または 国民年金加入期間			力 年金手帳の記号番号 当時の旧姓
	国厚			年	月	日から	
	船共			年	月	日まで	
	国厚			年	月	日から	
	船共			年	月	日まで	
	国厚			年	月	日から	
	船共			年	月	日まで	

4. 平成8年12月以前に、結婚などで姓が変わった方で、姓が変わる前にも年金に加入したことがある方は、その旧姓と姓が変わった年月をご記入ください。

(フリガナ)・	姓が変わっ	た年月
旧姓	年	月
(-) (1 <del>12</del> 11)	姓が変わった	た年月
(フリガナ) 旧 姓	年	月

(注)3. 及び4. について、上記の欄内に書ききれない場合は、お手数ですが別途便せんなどにご記入ください。

「耳年金加入記録回答票」は、お送りした加入記録に「もれ」や「間違い」 がある場合も、ない場合も、必ずご記入の上、ご返送ください。

〔返送の方法〕

### ○お勤め先から「ねんきん特別便」を受け取られた方

お勤め先でお取りまとめいただける場合には、必要事項を記入した「国年金加入記録 回答票」を同封の返信用封筒に入れて封をした上で、お勤め先に提出してください。 (お勤め先でお取りまとめいただけない場合には、同封の返信用封筒に入れて、ポストに投函 してください。)

### 〇自宅に「ねんきん特別便」が郵送されてきた方

必要事項を記入した「工年金加入記録回答票」を同封の返信用封筒に入れて、ポストに 投函してください。

### ご質問・お問い合わせ

回答する前に、わからないことや疑問な点があれば

### 『ねんきん特別便 専用ダイヤル』へ! 0570-058-555

- ※ IP 電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- 通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。 (なお、携帯電話の通話料金は、全額お客様の負担となります。)
- ※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

〇月~金曜日:午前9時~午後8時まで (受付時間)

○第2十曜日:午前9時~午後5時まで

※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

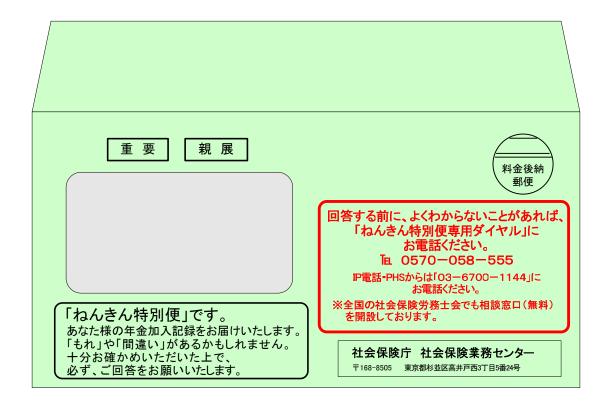
ご質問・お問い合わせ	ご連絡先等
①一般の年金相談について (上記以外の年金に関するお問い合わせ)	「ねんきんダイヤル」0570-05-1165 ※ 通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。(なお、携帯電話の通話料金は、全額お客様の負担となります。)
②全国の社会保険労務士会でも、無料 で相談窓口を開設しております。	詳しくは、全国社会保険労務士会連合会ホームページをご確認ください。 社会保険労務士会連合会:http://www.shakaihokenroumushi.jp/
③共済制度について	・私学共済・・・・日本私立学校振興・共済事業団 ・公務員共済・・・ 最後に加入していた(または現在所属している)共済組合

※ 今回のお知らせでは、厚生年金の標準報酬月額や国民年金の納付・未納の詳細などはお示しできていません。 少しでもご心配のある方は、上記の「ねんきん特別便専用ダイヤル」または全国の社会保険労務士会にお問い 合わせいただくか、社会保険事務所等へお越しください。

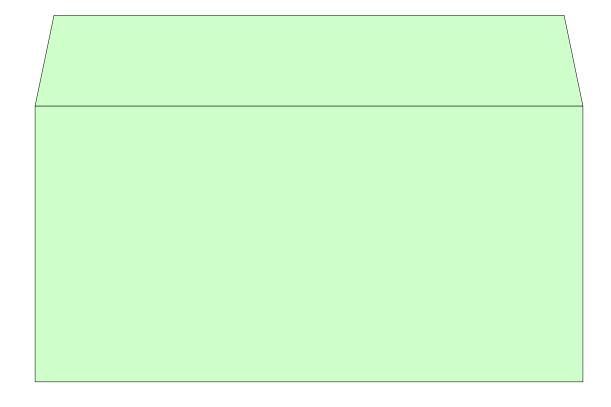
社会保険庁ホームページでも「ねんきん特別便」に関するQ&Aを掲載しております。

社会保険庁ホームページ http://www.sia.go.jp/

### 【表】



### 【裏】



## は合までの流れ(イメージ) 特別便の送付から記録の総

社会保険業務 センターによる 調査・確認 ゴ本人か らの回答 • ・ゴ本人による 記録の確認 • ● ねんきん特別便 の迷付

記録の統合 (確認完了)

◆現役加入者の方々には、平成20年 10月までを目途に送付完了

### 5問い合わせ ₩. 圖

な点があれば わからないことや疑問 する部に、 四。一部

### 専用ダイヤル』へ 8-555 「ねんきん特別便



-27-

- 700-1144」にお電話ください。 3、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。 全額お客様の負担となります。) 3ます。番号をよくお確かめの上、おかけください。 ※ IP 電話・PHSからは「03-67※ 通話料金は一般の固定電話の場合、 (なお、携帯電話の通話料金は、全※ 間違い電話が大変多くなっておりま
- 受付時間

〇月~金曜日:午前9時~午後8時まで〇第2土曜日:午前9時~午後5時まで

ば了承ください。 ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、 ※オンラインの稼働時間によっては、

ご連絡先等	「ねんきんダイヤル」0570-05-1165 ※通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。(なお、携帯電話の通話料金は、全額お客様の負担となります。)	詳しくは、全国社会網後労務士会連合会ホームページをご確認ください。 社会保険労務士会連合会:http://www.shakaihokenroumushi.jp/	・私学共済・・・・日本私立学校振興・共済事業団 ・公務員共済・・・ 最後に加入していた(または現在所属している)共済組合
ご質問・お問い合わせ	①一般の年金相談について (上記以外の年金に関するお問い合わせ)	②全国の社会保険労務士会でも、無料で相談窓口を開設しております。	2いCコ剤陽ダ丼®

今回のお知らせでは、厚生年金の標準報酬月額や国民年金の納付・未納の詳細などはお示しできていません。少しでもご心配のある方は、上記の「ねんきん特別便専用ダイヤル」または全国の社会保険労務士会にお問い合わせいただくか、社会保険事務所等へお越しください。 **※** 

社会保険庁ホームページでも「ねんきん特別便」に関するQ&Aを掲載しております。 ゞ http://www.sia.go.jp/ 社会保険庁ホームペー

## **ご回答をお願いします** シッ に 地間。

一刻も早く皆様 この度の年金記録をめぐる問題について、心よりお詫び申し上げます。 の年金記録を正しいものとするよう、最善を尽くしてまいのます

社会保険庁でわかっているあなたの年金記録をお知らせします。

いただき、「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ず乙回答いただきますよう、是非 今回お送りした加入記録に記載もれがないか、記載内容に間違いがないか、十分にご確認 び協力をお願い申し上げます。

### 、大田のサイン) 享生労働大臣

# 加入記録の確認の流れ

年金記録のお知らせ」を (2~3ペーツを参照) 十分に「確認くだみい。 I ねんきん特別便

年金額が増える 将来、正しい年金額をお受け取りいただけることとなり、 可能性が高いので、十分にご確認くだない。 ♦記録が変われば、

555) お近くの社会保険事務所または年金相談センターにお越しください。 0570-058-◆わからないことがあれば、「ねんきん特別便専用ダイヤル」(IE にお問い合わせいただくか、



### を提出してください。 年金加入記録回答票」

# 〇お勤め先から「ねんきん特別便」を受け取られた方

お勤め先で<u>お取りまとめいただける</u>場合には、必要事項を記入した「国年金加入記録回答票」を同封の返信用封筒に入れて封をした上で、お勤め先に提出してください。 (お勤め先で<u>お取りまとめ、ただけな、</u>場合によ、同封の返信用指筒に入れて、ポストに投函してください。)

# 〇自宅に「ねんきん特別便」が郵送されてきた方

必要事項を記入した「II年金加入記録回答票」を同封の返信用封筒に入れて、ポストに投函してください。

# ご家族の方などにも声をかけてください。

「ねんきん特別便」は、年金を受けておられる方や、現役加入者の方全員に届きます。 ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴についてご一緒に記憶をたどってみるなど、 多くの方からご回答をいただけるよう、ご協力をお願いします。

لأ ※「ねんきん特別便」は、平成19年12月から20年10月にかけて順次発送しますので、 でも、お一人お一人に届く時期は異なります。

(様式4)

<u>|</u>

## 年金記録のお知らせ」の見方 [ I ねんきん特別便

(7)

# 加入記録を必ずお確かめ

記録 のお知らせ」の太枠内の加入記録 年金 特にご確認いただきたい ₩ ₩ を十分にご確認ください。 Ð I ねんきん特別便 ポイントです。 赤字の 

## 4欄(お勤め先の名称などについて

- ◆「厚生年金保険」・「船員保険」と書かれている場合は、お勤め先が登録されていない 場合です。
- 共済組合名は記録の管理上、実際の所属と 異なる共済組合名・支部名が表示される場合 があります。 (年金額算定上は影響ありません。

-28

## 8欄(国民年金の納付状況について

◆右の例の場合には、未納の月数は10月 (加入月数の合計) - (⑧欄の計) となります。

50九月 =10九月 60九月 [右の例の場合]

8~(3欄(加入記録について)

国民年金の納付済月数および厚生年金・船員保険の加入月数の合計をお知らせしています。

## 国民年金の納付状況につい

国民年金の納付・未納の詳細はお示しできてい ませんので、内容を確認されたい場合には、 6ページの「ねんきん特別便専用ダイヤル」 などにお問い合わせください。

### 社会保険庁でわかっているあなたの年金記録 年金記録のお知らせ ねんきん特別便 181-9999

「ねんきん特別便与用ダイヤル」等にお問い 国民年金の納付・未納の跡綸などはお示しできて ないか、十分にお確かめください。ある場合も、 少したもに心配のある方は、 なお、表の記載では、厚生年金の標準報酬月額 は表のとおりです。「もれ」や「間違い」 ない場合も、必ずに回答をお願えてます。 いませんので、 合わせください

颒

花子

年金

東京都杉並区高井戸南 7-14-21

2B 5月10日 4月 昭和47年 平成20年 ·作成年月日 ·生年月日

(あなたの加入記録)

0

1234-567890 ①基礎年金番号

432109876543

(7) 加数 日数 |⑤資格を取得した年月日 |⑥資格を失った年月日 ③加入 ( ④お勤め先の名称または共済組合名等

4 <u>თ</u> 4. # 中 位 4 5 7. #平成 平政 ABC工業 国民年金 国年 厚年

 $\alpha$ 

ന

空白の期間について、加入歴は ございませんでしょうか? 年金商店 厚年 را ا

平成16 4. 1 平成 8,10,1 平成16. 厚生年金基金加入期間 東京株式会社 厚年

このあとの期間について、加入歴はございませんでしょうか? 平成19. 〇〇共済組合 英洪 Ð

ဖ

= 末納月数

: ①欄は、共済組合等から社会保険業務センターに情報提供されている加入目数です。 平成8年以前に退職した共済組合等の加入目数は、情報提供されていない場合があります。また、退職一時金が支払われた期間は含まれません。 ((8+(9+(0))) ((8+(9+(0))) 12 加入期間 保険 0 (10) 船 数 0 加入 加入期間(基金) 12(94) @厚生年金保険 .. 烘 加入月数(基金) (40) 09 50 itio 13 0 国民年金の加入月数の合計 4分の3 半額免除 4分の1 免除月数 月数 免除月数 0 8国民年金 0 ⑫共済組合等加入月数 0 9 0 四数 50

④備考欄(特例扱いの期間等)

※このお知らせの見方については、リーフレットの2~3ページをご覧ください。

### 作成年月日について

時点での 「作成年月 今回のお知らせでは、「作成加入期間をお知らせしています

### ⑤欄・⑥欄(日付の空欄について)

田付 共済制度で、月単位で記録を管理している場合は、 は空欄となっています。

### 厚生年金基金について

厚生年金基金に加入していた 厚生年金加入期間のうち、 期間です。

【厚生年金基金についてのお問い合わせ】

- ・加入期間が10年未満で脱退された方 企業年金連合会
- (年金相談専用ダイヤル: 0570-02-2666)

19

4.

7

中以

18

5. 10.

中政

12

平成 8.4

- 加入期間が10年以上で脱退された方と
- ・現在加入中の方
- に確認の うえ、各厚生年金基金へお問い合わせください。 お勤め先(または当時のお勤め先)

## 9欄・①欄(加入期間について)

10

空欄

ωi

平成19.8.

4.

平成19.8

平成12 4

にあった方 については、特例による計算の結果、加入期間が実際 の加入月数より長くなっている場合があります。 · 船員 (船員保険) (厚生年金) 坑内員

### 標準報酬月額について

月給を 専用ダイヤル」などにお問い合わせください。 はお示しできていませんので、内容を確認さ れたい場合には、6ページの「ねんきん特別便 厚生年金などの標準報酬月額 ※標準報酬月額:保険料などを計算するために、 一定の幅で区分した金額に当てはめたもの。 今回のお知らせでは、

-3-

### \$4 や「間違い」 ある場合のご記入方法 記録に「もれ」

4

問
な
た の加入 る場合は、該当する記録の番号(11の加)記録の②欄の番号)を記入してください。 ア欄…お知らせした記録に誤りがあると 自加の場合は空欄で結構です

イ欄…加入していた制度をOで囲んでくだない。

あり訳 支店、営業所、工場等の名称についても) をできるだけ詳しく記入してください。 ウ欄…お勤め先の名称(本社、支社、本店、 国民年金の場合は、記入の必要は、 はな。

必ずご回答をお願いします

工欄…お勤め先の本社、本店等の所在地をでき るだけ詳しく記入してください。詳しくわ 当時の住所をでき からない場合は市区町村名でも結構です。 るだけ詳しく記入してください。 国民年金の場合は、

-29-

オ欄…勤務期間または国民年金の加入期間を記入 してください。詳しくわからない場合は、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の一年の رماً ما 夏秋冬)頃」といった記入でも結構で

### 力欄…

- ・当時の「年金手帳」または「厚生年金保険 被保険者証」をお持ちの方は「記号番号」を記入してください。わからない場合は、 省略しても結構です。
- 婚姻・養子縁組などで姓が変わる前の記録 旧姓をご記入 がもれている場合には、

※共済制度については、制度が異なるため、別途、共済制度からも加入記録をお知らせしますので、その際に 訂正が可能です。

6ページの③を参照 お問い合わせ先は、 -4-

### の記入例 年金加入記録回答票

### 1 年金加入記録回答票

- ○お送りしたすべての方にご回答をお願いします。○ご記入にあたっては、同封のリーフレットを参考にして○ご記入いただいた内容については秘密を守ります。

- 平成 20年 (提出年月日 はじめに、下の大枠内にご記入ください。

1. A	1. はじめに、下の太枠内にご記入ください。	(提	(提出年月日 平成 20年 7月10日)	X
	マンキン ハナコ	照会番号	987654321012	
(フリガナ) 氏 名 	等 年金 花子	生年月日	明治·大正 47年 4月 2 日   女	<b>思·</b> Ø
祖 日 日 日	<u>66666</u> - <u>181</u> ±			
i i	東京都杉並区高井戸南7-14-21	-21		
<b>日张廷</b> 唱	- ではな カップ (0000) 200 全日ご 日話	广白空以从	A, ( )	П
代理人氏名	玩名	代理人連絡先	絡先 ( )	
代理人住所	<b>主</b> 所			

「もれ」や「間違い」がありますか。 お知らせした年金記録の内容に、「もれ」や「間違い」がありま (十分にご確認いただき、該当する方にOを記入してください。 4. にお進みの上、裏面を必ずご覧ください。 「もれ」や「間違い」が<u>ない</u> (→4. にお進みの上、裏面を必ずご覧ください。) 「もれ」や「間違い」が<u>ある</u> (→3.  $\odot$ 0 Jだ場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容を記入してくださV 上の2. で①を選<mark>いだ場合は、追</mark> (わかる範囲でご記入ください。 Lo2 ო

ア該当番号	イ加入制度	(フリガナ) ウ お勤め先の名称または 共済組合名等	エ お勤め先の所在地または匿民年金にか入していた当時の住所	才 勤務期間または 国民年金加入期間	カ 年金手帳の記号番号 当時の旧姓
	医原料	9カイド カブシキガイシャ <b>高井戸株式会社</b>	東京都杉並区 高井戸北6-5-4	平成12年 4月 1日から 平成16年 3月 37日まで	18⊅5 1234-555555 318まで ## ★
1	田原		東京都渋谷区 社保町1-2	平成4年 4月 1日から 平成5年 8月 37日まで	
	国庫船井			年 月 日から 年 月 日まで	

平成8年12月以前に、結婚などで姓が変わった方で、姓が変わる前にも年金に加入した。 がある方は、その旧姓と姓が変わった年月をご記入ください。 がある方 4

なるというに上げ	子	性が変わった年月	年 月
	鈴木 花子		
ŢŢ,	対。四	Ť Ť	は、日本

(注)3.及び4.について、上記の欄内に書ききれない場合は、お手数ですが別途便せんなどに ご記入ください。

## 太枠内についてご記入ください

電話 現住所、 生年月日、性別、 氏名、生年月日、性別 番号をご記入ください。

お届けした氏名・生年月日・住所が異なって いる場合には、お手数ですが、

- ◆厚生年金に加入している方は、勤務先の事業所へ の事業所へ ・国民年金に加入している方は、 ・自営業者・学生の方など(第1号 被保険者)は、お住まいの市区町村役場へ ・厚生年金・共済組合に加入している方の 配偶者(第3号被保険者)は、配偶者の 勤務先の事業所へ
  - - 変更のお申し出をお願いします

### 代理人について

ケガなどにより記入できず 代理の方がこの回答票を記入された場合に、 ゴ本人が病気、 ご記入ください。

### ください 以回絡 十分にご確認の上、

どちらかに〇を記 ◆2~3ページを参考に、 入してください。

### 姓が変わった方

の記録が別々になっているかもしれませんので、 平成8年12月以前に婚姻・養子縁組など で姓が変わった方で、姓が変わる前にも 年金に加入したことがある方は、その当時 旧姓と姓が変わった年月をご記入ください。

### 地方社会保険事務局・社会保険事務所住所一覧 - 平成20年05月07日現在-

都道府県名	事務局·社会保険事務所	名 郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
北海道	北海道社会保険事務	局 060-0001	札幌市中央区北1条西7 パシフィックマークス札幌北1条1・2階	(011)204-7000	-
		003-8530	札幌市白石区菊水1条3-1-1	(011)832-0830	(011)831-4389
	札 幌 西	060-8585	札幌市中央区北3条西11-2-1	(011)271-1051	(011)261-0089
	札 幌 北	001-8585	札幌市北区北24条西6-2-12	(011)717-8917	(011)717-6189
	新さっぽろ	004-8558	札幌市厚別区厚別中央2条6-4-30	(011)892-1631	(011)891-9389
	函館	040-8555	函館市千代台町26-3	(0138)82-8000	(0138)53-6589
	旭川	070-8505	旭川市宮下通2-1954-2	(0166)72-5002	(0166)25-5589
	釧路	085-8502	釧路市栄町9-9-2	(0154)61-6002	(0154)24-7889
	室	051-8585	室蘭市海岸町1-20-9	(0143)50-1002	(0143)22-1289
	苫 小 牧	053-8588	苫小牧市若草町2-1-14	(0144)56-9003	(0144)32-2889
	岩 見 沢	068-8585	岩見沢市9条西3	(0126)38-8002	(0126)25-4489
	小	047-8666	小樽市富岡1-9-6	(0134)65-5004	(0134)23-1189
	北見		北見市高砂町2-21	(0157)33-6005	(0157)25-8489
	帯広	080-8558	帯広市西1条南1	(0155)65-5003	(0155)21-6689
	稚		稚内市末広4-1-28	(0162)74-1003	(0162)32-8989
	砂川		砂川市西4条北5	(0125)28-9000	(0125)52-3889
	留萌	077-8533	留萌市大町3	(0164)43-7211	(0164)43-2289
青 森	青森社会保険事務原	<del>3</del> 030-8556	青森市本町1-3-9 ニッセイ青森本町ビル9階	(017)731-2222	-
	青森	030-8554	青森市中央1-22-8 青森第一生命ビルディング1~3階	(017)734-7495	(017)773-3529
	むっ	035-0071	むつ市小川町 2 - 7 - 3 0	(0175)22-4947	(0175)23-4429
	八	031-8567	八戸市城下4-10-20	(0178)44-1742	(0178)45-9329
	弘前	036-8538	弘前市外崎5-2-6	(0172)27-1339	(0172)27-0029
岩 手	岩手社会保険事務原	d 020-0045	盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス19階	(019)621-5500	_
	盛	020-8511	盛岡市松尾町17-13	(019)623-6211	(019)622-3329
	花		花巻市材木町8-8	(0198)23-3351	(0198)24-1929
	二	028-6196	二戸市福岡字川又18-16	(0195)23-4111	(0195)23-8829
	一	021-8502	一関市五代町8-23	(0191)23-4246	(0191)31-1229
	宮 古	027-8503	宮古市太田1-7-12	(0193)62-1963	(0193)64-0029
宮城	宮城社会保険事務原	<del>5</del> 980-0013	仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア11階	(022)716-5001	-
	仙台東		仙台市宮城野区宮城野3-4-1	(022)257-6121	(022)257-6125
	仙台南		仙台市太白区長町南1-3-1	(022)246-5117	(022)304-1729
	大 河 原		柴田郡大河原町字新南18-3	(0224)51-3115	(0224)51-3117
	仙台北		仙台市青葉区宮町4-3-21	(022)224-0898	(022)728-9129
	石 巻		石巻市中里4-7-31	(0225)22-5119	(0225)93-8529
	古川和田野寺		大崎市古川駅南2-4-2	(0229)23-1201	(0229)23-2729
秋 田	秋田社会保険事務局		秋田市川元山下町5-21	(018)883-1650	_
	秋		秋田市保戸野鉄砲町5-20	(018)865-2391	(018)864-3929
	鷹		北秋田市花園町18-1	(0186)62-1490	(0186)62-9429
	大曲		大仙市大曲通町6-26	(0187)63-2296	(0187)63-7429
	本		由利本荘市表尾崎町21-2 山形市幸町18-20	(0184)24-1111	(0184)22-8329
山形	山形社会保険事務局		JA山形市本店ビル6階	(023)629-7255	-
	山形	+	山形市あかねヶ丘1-10-1	(023)645-5111	(023)647-5501
	寒 河 江		寒河江市大字西根字石川西345-1	(0237)84-2551	(0237)86-6129
	新庄	996-0001	新庄市五日町字宮内225-2	(0233)22-2050	(0233)23-4329

都道府県	具名	事務局·社会保険事務所名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
		鶴	997-8501	鶴岡市錦町21-12	(0235)23-5040	(0235)24-1029
		米    沢	992-8511	米沢市金池 5 - 4 - 8	(0238)22-4220	(0238)21-3829
福島	島	福島社会保険事務局	960-8507	福島市栄町6-6 ユニックスビル4階	(024)526-0231	-
		東北福島	960-8567	福島市北五老内町3-30	(024)535-0141	(024)535-3529
		平	970-8501	いわき市平字童子町3-21	(0246)23-5611	(0246)25-0729
		相馬	976-8510	相馬市中村字桜ヶ丘69	(0244)36-5171	(0244)36-1229
		郡 山	963-8545	郡山市桑野1-3-7	(024)932-3434	(024)938-4429
		白 河	961-8533	白河市字郭内115-3	(0248)27-4161	(0248)27-4129
		会 津 若 松	965-8516	会津若松市追手町5-16	(0242)27-5321	(0242)27-4429
茨切	成	茨城社会保険事務局	310-0062	水戸市大町1-2-17	(029)302-3101	_
		水 戸 南	310-0817	水戸市柳町2-5-17	(029)227-3278	(029)225-5481
		水 戸 北	310-0062	水戸市大町2-3-32	(029)231-2283	(029)226-3911
		土 浦	300-0812	土浦市下高津2-7-29	(029)824-7170	(029)822-7081
		下館	308-8520	筑西市菅谷1720	(0296)25-0838	(0296)22-6011
		目 立	317-0073	日立市幸町2-10-22	(0294)24-2194	(0294)22-9031
栃オ	<del>k</del>	栃木社会保険事務局	320-0026	宇都宮市馬場通り2-1-1	(028)610-6660	-
1,7,5				NOF宇都宮ビル7階		(000)600 0177
	-	宇都宮東	321-8501	宇都宮市元今泉6-6-13	(028)683-3211	(028)683-3177
		宇都宮西	320-8555	宇都宮市下戸祭2-10-20	(028)622-4281	(028)621-2177
		大     田     原       栃     木	324-8540	大田原市本町1-2695-22	(0287)22-6311	(0287)22-2177
		栃     木       今     市	328-8533 321-1293	栃木市城内町1-2-12 日光市今市268	(0282)22-4131 (0288)22-1057	(0282)24-2177 (0288)21-2177
群	馬	群馬社会保険事務局	371-8551	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル	(027)254-3211	-
	F	前 橋	371-0033	前橋市国領町2-19-12	(027)231-1719	(027)233-2249
	F	桐生	376-0023	桐生市錦町2-11-19	(0277)44-2167	(0277)44-4349
	F	高崎	370-8567	高崎市栄町10-1	(027)322-4299	(027)326-3629
	-	渋 川	377-8588	渋川市石原 1 4 3 – 7	(0279)22-1614	(0279)24-0049
		太田	373-8642	太田市小舞木町262	(0276)49-3716	(0276)49-3649
埼 王	£	埼玉社会保険事務局	330-9507	さいたま市浦和区常盤4-11-15 浦和地方合同庁舎	(048)823-3100	-
		浦和	330-8580	さいたま市浦和区北浦和5-5-1	(048)831-1638	(048)833-7019
		大宮	331-9577	さいたま市北区宮原町4-19-9	(048)652-3399	(048)652-4700
		熊	360-8585	熊谷市桜木町1-93	(048)522-5012	(048)522-3919
		川越	350-1196	川越市脇田本町15-13 東上パールビル3階	(049)242-2657	(049)245-8919
		所沢	359-8505	所沢市上安松1152-1	(04)2998-0170	(04)2992-3119
	ļ	春 日 部	344-8561	春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4階	(048)737-7112	(048)737-7039
		越谷	343-8585	越谷市南越谷1-2876-1 越谷コミュニティセンター5階	(048)990-3900	(048)990-3910
		秩 父	368-8585	秩父市上野町13-28	(0494)27-6559	(0494)24-3189
千	葉	千葉社会保険事務局	260-8608	千葉市中央区弁天1-15-3 大宗北口ビル4階	(043)207-8831	-
	-	千 葉	260-8503	千葉市中央区中央港1-17-1	(043)242-6320	(043)241-0211
		幕張	262-8501	千葉市花見川区幕張本郷1-4-20	(043)212-8621	(043)273-4511
	ļ	船	273-8577	船橋市市場 4 - 1 6 - 1	(047)424-8811	(047)422-0811
		市川	272-8577	市川市市川1-3-18 明治安田生命ビル3階	(047)704-1177	(047)704-1188
		松    戸	270-8577	松戸市新松戸1-335-2	(047)345-5517	(047)342-9711
		木 更 津	292-8530	木更津市新田3-4-31	(0438)23-7616	(0438)22-5711
		佐原	287-8585	香取市佐原ロ2116-1 (※ロはカタカナ)	(0478)54-1442	(0478)54-4411

都道府県名	事務局・神	<b>社会保険事</b>	務所名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
東京	東京社	会保険事	務局	169-8012	新宿区大久保2-12-1	(03)5155-1700	_
	千	代	田	102-8337	千代田区三番町22	(03)3265-4381	(03)3262-6249
	中		央	104-8175	中央区銀座7-13-8 第2丸高ビル1・2階	(03)3543-1411	(03)3546-0049
		港		105-8513	港区浜松町1-10-14 住友東新橋ビル3号館1~3階	(03)5401-3211	(03)5401-5649
	新		宿	169-8601	新宿区大久保2-12-1 4·5階	(03)5285-8611	(03)5285-8649
	杉		並	166-8550	杉並区高円寺南2-54-9	(03)3312-1511	(03)3314-8949
	中		野	164-8656	中野区中野2-4-25	(03)3380-6111	(03)3383-9349
	上		野	110-8660	台東区池之端1-2-18 MG池之端ビル	(03)3824-2511	(03)3824-2549
	文		京	112-8617	文京区千石1-6-15	(03)3945-1141	(03)3945-1149
	墨		田	130-8586	墨田区立川 3-8-12	(03)3631-3111	(03)3631-4149
	江		東	136-8525	江東区亀戸5-16-9	(03)3683-1231	(03)3681-6549
	江	戸	Ш	132-8502	江戸川区中央3-4-24	(03)3652-5106	(03)3656-1449
	日田		Ш	141-8572	品川区大崎5-1-5 高徳ビル2階	(03)3494-7831	(03)3779-3449
	大		田	144-8530	大田区蒲田 4 - 2 5 - 2	(03)3733-4141	(03)3734-3649
	渋		谷	150-8334	<b>渋谷区神南1-12-1</b>	(03)3462-1241	(03)3462-2844
	目		黒	153-8905	目黒区上目黒1-12-4	(03)3770-6421	(03)3770-6849
	世	田	谷	154-8555	世田谷区世田谷1-30-12	(03)3429-0111	(03)3429-6649
	池		袋	171-8567	豊島区南池袋2-17-2	(03)3988-6011	(03)3988-1149
		北		114-8567	北区上十条1-1-10	(03)3905-1011	(03)3905-3449
	板		橋	173-8608	板橋区板橋1-47-4	(03)3962-1481	(03)3964-7549
	練		馬	177-8510	練馬区石神井町4-27-37	(03)3904-5491	(03)3995-3549
	足		立	120-8580	足立区綾瀬2-17-9	(03)3604-0111	(03)3602-4449
	荒		Ш	116-8904	荒川区東尾久5-11-6	(03)3800-9151	(03)3810-3049
	葛		飾	124-8512	葛飾区立石3-7-3	(03)3695-2181	(03)3695-8349
	立		Ш	190-8580	立川市錦町2-12-10	(042)523-0352	(042)527-2449
	青		梅	198-8525	青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階	(0428)30-3410	(0428)31-2359
	八	王	子	192-8506	八王子市南新町4-1	(042)626-3511	(042)621-0549
	武	蔵	野	180-8621	武蔵野市吉祥寺北町4-12-18	(0422)56-1411	(0422)56-2449
	府		中	183-8505	府中市府中町2-12-2	(042)361-1011	(042)361-2649
神奈川	神奈川袖	土会保険事	事務局	231-8345	横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル3階	(045)650-2001	-
	鶴		見	230-8555	横浜市鶴見区鶴見中央4-43-4 日野商事ビル2階	(045)521-2641	(045)504-5600
	港		北	222-8555	横浜市港北区大豆戸町515	(045)546-8888	(045)546-8881
	横	浜	中	231-0012	横浜市中区相生町2-28	(045)641-7501	(045)641-7578
	横	浜	西	244-8580	横浜市戸塚区川上町87-1 ウエルストン1ビル2階	(045)820-6655	(045)825-4381
	横	浜	南	232-8585	横浜市南区宿町2-51	(045)742-5511	(045)714-7250
	ЛП		崎	210-8510	川崎市川崎区宮前町12-17	(044)233-0181	(044)233-8600
	高		津	213-8567	川崎市高津区久本1-3-2	(044)888-0111	(044)865-0271
	平		塚	254-8563	平塚市八重咲町8-2	(0463)22-1515	(0463)21-3500
	厚		木	243-8688	厚木市栄町1-10-3	(046)223-7171	(046)224-8200
	相	模	原	228-8588	相模原市相模大野6-6-6	(042)745-8101	(042)744-7700
	小	田	原	250-8585	小田原市浜町1-1-47	(0465)22-1391	(0465)24-0095
	横	須	賀	238-8555	横須賀市米が浜通1-4 サンライズビル	(046)827-1251	(046)827-2200
	藤		沢	251-8586	藤沢市藤沢1018	(0466)50-1151	(0466)50-1220
新 潟		会保険事	務局	950-8611	新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル2階	(025)240-0701	_
	新	潟	東	950-8552	新潟市中央区新光町1-16	(025)283-1010	(025)283-4711

都道府	景県名	事務局·	社会保険₹	事務所名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
		新	潟	西	951-8558	新潟市中央区西大畑町5191-15	(025)225-3001	(025)227-3920
		長		岡	940-8540	長岡市台町2-9-17	(0258)36-5141	(0258)37-1611
		上		越	943-8534	上越市西城町3-11-19	(025)524-4111	(025)522-0711
		柏		崎	945-8534	柏崎市幸町3-28	(0257)23-5820	(0257)23-6211
		三		条	955-8575	三条市興野 3 - 2 - 3	(0256)32-2821	(0256)34-4811
		新	発	田	957-8540	新発田市新富町1-1-24	(0254)23-2125	(0254)23-6011
		六	日	町	949-6692	南魚沼市六日町字北沖93-17	(025)770-2211	(025)770-2011
富	山	富山社	:会保険	事務局	930-8506	富山市牛島町18-7 アーバンプレイス6階	(076)432-3297	-
		富		山	930-8571	富山市牛島新町7-1	(076)441-3936	(076)431-1433
		高		岡	933-8585	高岡市中川園町11-20	(0766)21-4179	(0766)24-5733
		魚		津	937-8503	魚津市本江1683-7	(0765)24-1252	(0765)24-8533
		砺		波	939-1397	砺波市豊町2-2-12	(0763)33-1165	(0763)33-2733
石	Ш	石川社	:会保険	事務局	920-8626	金沢市鳴和1-17-30	(076)253-5006	_
		金	沢	南	921-8516	金沢市泉が丘2-1-18	(076)245-2311	(076)243-4933
		金	沢	北	920-8691	金沢市三社町1-43	(076)233-2021	(076)263-9333
		小		松	923-8585	小松市小馬出町3-1	(0761)24-1791	(0761)22-3933
		七		尾	926-8511	七尾市藤橋町酉部22-3	(0767)53-6511	(0767)53-4233
福	井	福井社	:会保険	事務局	910-0006	福井市中央3-1-5 三谷中央ビル8階	(0776)30-5411	_
		福		井	910-8506	福井市手寄2-1-34	(0776)23-4512	(0776)27-0133
		武		生	915-0883	越前市新町5-2-11	(0778)23-1126	(0778)24-1833
		敦		賀	914-8580	敦賀市東洋町5-54	(0770)23-9900	(0770)23-4233
山	梨		:会保険	事務局	400-8531	甲府市丸の内1-17-10 東武穴水ビル8階	(055)231-8777	-
		甲		府		甲府市塩部1-3-12	(055)252-1431	(055)253-4164
		竜		王		甲斐市名取347-3	(055)278-1100	(055)278-1182
		大		月		大月市大月町花咲1602-1	(0554)22-3811	(0554)23-2344
長	野	長野社	:会保険	事務局	380-0935	長野市中御所45-1 山王ビル5階	(026)267-6700	_
		長	野	南		長野市岡田町126-10	(026)227-1284	(026)226-5611
		長	野	北		長野市吉田 3 - 6 - 1 5	(026)244-4100	(026)244-8311
		岡		谷		岡谷市中央町1-8-7	(0266)23-3661	(0266)22-4811
		伊		那		伊那市伊那1499-3	(0265)76-2301	(0265)72-6811
		飯		田	395-8655	飯田市宮の前4381-3	(0265)22-3641	(0265)24-6811
		松		本		松本市白板2-5-1	(0263)32-5821	(0263)32-1011
		小		諸	384-8605	小諸市田町2-3-5	(0267)22-1080	(0267)23-9311
岐	阜		:会保険		500-8739	岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル4階	(058)255-1200	-
		岐	阜	南		岐阜市市橋2-1-15	(058)273-6161	(058)274-9911
		岐	阜	北		岐阜市大福町3-10-1	(058)294-6368	(058)231-2411
		多	治	見		多治見市小田町4-8-3	(0572)22-0255	(0572)24-1411
		大		垣		大垣市八島町114-2	(0584)78-5166	(0584)74-8911
			濃 加	茂		美濃加茂市太田町2910-9	(0574)25-8181	(0574)25-0411
		高		山	506-8501	高山市花岡町3-6-12	(0577)32-6111	(0577)34-9211
静	岡		:会保険		422-8067	静岡市駿河区南町18-1 サウスポット静岡16階	(054)203-3611	-
		静		岡	422-8668	静岡市駿河区中田2-7-5	(054)284-4315	(054)284-4411
		清		水	424-8691	静岡市清水区巴町4-1	(054)353-2233	(054)353-3611
		浜	松	東		浜松市東区天龍川町188	(053)421-0192	(053)421-6011
		浜	松	西	432-8015	浜松市中区高町302-1	(053)456-8515	(053)452-8011
		沼		津	410-8655	沼津市日の出町1-40	(055)921-2203	(055)923-3811
		三		島	411-8660	三島市寿町9-44	(055)973-1166	(055)971-8311

都道府県名	事務局•社会保険事務所名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
	島田	427-8666	島田市幸町2008-24	(0547)36-2213	(0547)37-6011
	掛川	436-8653	掛川市久保1-19-8	(0537)21-5524	(0537)21-3211
	富士	416-8654	富士市横割3-5-33	(0545)61-1902	(0545)64-5411
愛知	愛知社会保険事務局	450-8583	名古屋市中村区名駅南1-24-30 名古屋三井ビル本館4階	(052)388-2111	-
	大 曽 根	461-8685	名古屋市東区東大曽根町28-1	(052)935-5462	(052)937-7011
	中村	453-8653	名古屋市中村区太閤1-19-46	(052)451-0899	(052)451-5711
	鶴舞	460-8680	名古屋市中区富士見町2-13	(052)323-2555	(052)322-5011
	熱田	456-8567	名古屋市熱田区伝馬2-3-19	(052)671-7263	(052)681-8911
	笠 寺	457-8605	名古屋市南区柵下町3-21	(052)822-2512	(052)811-9511
	昭和	466-8567	名古屋市昭和区桜山町5-99-6 日本生命桜山ビル	(052)853-1463	(052)853-3700
	名 古 屋 西	451-8558	名古屋市西区城西1-6-16	(052)524-6855	(052)524-1011
	名 古 屋 北	462-8666	名古屋市北区清水5-6-25	(052)912-1213	(052)912-0511
	豊橋	441-8603	豊橋市菰口町3-96	(0532)33-4119	(0532)33-3411
	岡崎	444-8607	岡崎市朝日町3-9	(0564)23-2637	(0564)23-4511
	一 宮	491-8503	一宮市新生4-7-13	(0586)45-1418	(0586)44-4511
	瀬戸	489-8686	瀬戸市共栄通4-6	(0561)83-2412	(0561)83-4811
	半田	475-8601	半田市西新町1-1	(0569)21-2375	(0569)25-2430
	豊川	442-8605	豊川市金屋町32	(0533)89-4042	(0533)89-2911
	刈 谷	448-8662	刈谷市寿町1-401	(0566)21-2110	(0566)21-8011
	豊田	471-8602	豊田市神明町3-33-2	(0565)33-1123	(0565)33-1211
三 重	三重社会保険事務局	514-0009	津市羽所町700番地 アスト津7階	(059)226-2222	-
	津	514-8522	津市桜橋3-446-33	(059)228-9120	(059)227-0811
	四日市			(059)353-5515	(059)354-5011
	松阪	515-0015	松阪市宮町17-3	(0598)51-5115	(0598)52-1611
	伊勢	516-8522	伊勢市宮後3-5-33 民歌士壮昭 2 2 2 2	(0596)27-3601	(0596)28-4311
·› * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	尾鷲	519-3692	尾鷲市林町2-23	(0597)22-2340	(0597)22-9311
滋賀	滋賀社会保険事務局		大津市梅林1-3-10 滋賀ビル4階	(077)510-5500	(077)592 9020
	大     津       草     津	525-0025	大津市打出浜 1 3 - 5 草津市西渋川 1 - 1 6 - 3 5	(077)521-5045 (077)567-2256	(077)523-2938 (077)562-9638
	学     体	522-8540	彦根市外町169-6	(0749)23-1197	(0749)23-9038
京都	京都社会保険事務局	600-8389	京都市下京区大宮通四条下ル四条大宮町 2番地 日本生命四条大宮ビル3階	(0749)23-1197	-
	上京	603-8522	京都市北区小山西花池町1-1	(075)415-1165	(075)441-5038
	舞    鶴	624-8555	舞鶴市字南田辺南表町50-8	(0773)78-1165	(0773)76-8938
	中京	604-0902	京都市中京区土手町通竹屋町下ル鉾田町 287	(075)251-1165	(075)223-0238
	下京	600-8154	京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル 榎木町308	(075)341-1165	(075)341-4438
	京 都 南	612-8558	京都市伏見区竹田七瀬川町8-1	(075)644-1165	(075)641-8738
	京 都 西	615-8511	京都市右京区西京極南大入町81	(075)323-1170	(075)314-8638
大 阪	大阪社会保険事務局	541-0051	大阪市中央区備後町2-6-8 サンライズビル10・11階	(06)6268-9333	-
	天    満	530-0041	大阪市北区天神橋4-1-15	(06)6356-5511	(06)6356-5538
	福島	553-8585	大阪市福島区福島8-12-6	(06)6458-1855	(06)6458-3838
	大 手 前	541-0056	大阪市中央区久太郎町2-1-30 船場ダイヤモンドビル6~8階	(06)6271-7301	(06)6261-8738
	堀 江	550-0014	大阪市西区北堀江3-10-1	(06)6531-5241	(06)6531-0838
	市岡	552-0003	大阪市港区磯路3-25-17	(06)6571-5031	(06)6571-6238
	天 王 寺	543-8588	大阪市天王寺区悲田院町7-6	(06)6772-7531	(06)6772-3338
	平野	547-8588	大阪市平野区喜連西6-2-78	(06)6705-0331	(06)6797-6638

都道府県名	事務局·社会保険事務所名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
	難    波	556-8585	大阪市浪速区敷津東1-6-16	(06)6633-1231	(06)6633-0638
	玉 出	559-8560	大阪市住之江区北加賀屋2-3-6	(06)6682-3311	(06)6682-4638
	淀   川	532-8540	大阪市淀川区西中島4-1-1 日清食品ビル2・3階	(06)6305-1881	(06)6305-4838
	今 里	537-0014	大阪市東成区大今里西2-1-8	(06)6972-0161	(06)6971-4138
	城東	536-8511	大阪市城東区中央1-8-19	(06)6932-1161	(06)6931-4738
	貝 塚	597-8686	貝塚市海塚305-1	(072)431-1122	(072)431-3038
	堺東	590-0078	堺市堺区南瓦町2-23	(072)238-5101	(072)221-1238
	堺西	592-8333	堺市西区浜寺石津町西4-2-18	(072)243-7900	(072)280-6901
	東 大 阪	577-8554	東大阪市永和1-15-14	(06)6722-6001	(06)6725-0838
	八尾	581-8501	八尾市桜ヶ丘1-65	(072)996-7711	(072)996-7838
	吹田	564-8564	吹田市片山町2-1-18	(06)6821-2401	(06)6821-3838
	豊中	560-8560	豊中市岡上の町4-3-40	(06)6848-6831	(06)6854-3638
	守口	570-0028	守口市本町 2 - 5 - 1 8 守口MIDビル 5・6 階	(06)6992-3031	(06)6992-6038
	枚    方	573-1191	枚方市新町2-2-8	(072)846-5011	(072)846-2638
兵 庫	兵庫社会保険事務局	651-0087	神戸市中央区御幸通7-1-15 三宮ビル南館7階	(078)291-5201	-
	三宮	650-0033	神戸市中央区江戸町93 栄光ビル3・4階	(078)332-5761	(078)332-4438
	須 磨	654-0047	神戸市須磨区磯馴町4-2-12	(078)731-4381	(078)731-3938
	東     攤       兵     庫	658-0053 652-0898	神戸市東灘区住吉宮町1-11-17	(078)811-8221	(078)821-1438
	<u>兵</u> 庫 姫 路	670-0947	神戸市兵庫区駅前通1-3-1 姫路市北条1-250	(078)577-0055 (079)224-6361	(078)577-2738 (079)224-0838
	<u> </u>	660-0892		(06)6482-1631	(06)6482-1438
	明 石	673-8512	明石市鷹匠町12-12	(078)912-4916	(078)912-0438
	西宮	663-8567	西宮市津門大塚町8-26	(0798)33-1285	(0798)33-6238
		668-0021	豊岡市泉町4-20	(0796)22-3196	(0796)29-2838
	加古川		加古川市加古川町北在家2602	(079)427-4511	(079)421-4138
奈 良	奈良社会保険事務局		奈良市大宮町 7 - 1 - 3 3 奈良センタービル 4 階	(0742)32-0505	
	奈 良	630-8512	奈良市芝辻町4-9-4	(0742)35-1370	(0742)35-0638
	大 和 高 田	635-8531	大和高田市幸町5-11	(0745)22-3531	(0745)22-8638
	桜 井	633-8501	桜井市大字谷88-1	(0744)42-0033	(0744)42-0038
和歌山	和歌山社会保険事務局	640-8033	和歌山市本町1-43 和歌山京橋ビル	(073)421-8600	_
	和歌山東	640-8541	和歌山市太田544-1	(073)474-1852	(073)474-2838
	和歌山西	641-0035	和歌山市関戸2-1-43	(073)447-1567	(073)448-2341
	田辺	646-8555	田辺市朝日ヶ丘24-8	(0739)24-0323	(0739)24-6638
鳥取	鳥取社会保険事務局	680-0022	鳥取市西町1-210 東邦ビル	(0857)39-1171	_
	鳥 取		鳥取市扇町176	(0857)27-8311	(0857)24-0942
	倉 吉	682-0023	倉吉市山根 6 1 9 - 1	(0858)26-5311	(0858)26-1742
	米 子	683-0805	米子市西福原 2 - 1 - 3 4	(0859)34-6111	(0859)22-4842
島根	島根社会保険事務局	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4階	(0852)20-7100	-
	松工	690-8511	松江市東朝日町107	(0852)23-9540	(0852)25-0842
	出雲	693-0021	出雲市塩冶町1516-2	(0853)24-0041	(0853)23-2442
	浜田	697-0017	浜田市原井町908-26 岡山市中山下1-8-45	(0855)22-0670	(0855)23-0442
岡山	岡山社会保険事務局	700-8615	NTTクレド岡山ビル14階	(086)801-2411	- (000)070 0040
	岡山東	703-8533	岡山市国富228	(086)270-7925	(086)273-3242
	岡山西	700-8572	岡山市昭和町12-7	(086)214-2163	(086)255-3342
	倉 敷 東	710-8567	倉敷市老松町3-14-22	(086)423-6150	(086)426-1042

都道府県	名	事務局•	社会保険事	孫所名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
		倉	敷	西	713-8555	倉敷市玉島1952-1	(086)523-6390	(086)525-4142
		津		Щ	708-8504	津山市田町112-5	(0868)31-2360	(0868)22-1042
		高		梁	716-8668	高梁市旭町1393-5	(0866)21-0570	(0866)22-6742
広 島		広島を	上会保険事	事務局	730-8602	広島市中区鉄砲町8-18 広島日生みどりビル9・10階	(082)228-4113	_
		広	島	東	730-8515	広島市中区基町1-27	(082)228-3131	(082)221-3042
		広	島	西	733-0012	広島市西区中広町2-30-5	(082)232-4171	(082)292-9542
	-	広	島	南	734-0007	広島市南区皆実町1-4-35	(082)253-7710	(082)505-5122
		福		Щ	720-8533	福山市旭町1-6	(084)924-2181	(084)932-3242
	-		呉			呉市宝町2-11	(0823)22-1691	(0823)21-1342
	-	Ξ		原		三原市円一町2-4-2	(0848)63-4111	(0848)63-8842
	-	三		次	728-8555	三次市十日市東3-16-8	(0824)62-3107	(0824)62-1342
		備	後府	中		府中市府中町736-2	(0847)41-7421	(0847)41-5442
Щ	]		上会保険事	事務局		山口市大内矢田814-1	(083)927-8211	<b>-</b> 1
	-	山		П		山口市吉敷下東1-8-8	(083)922-5660	(083)924-7542
	-	下		関	750-8607	下関市上新地町3-4-5	(0832)23-8147	(0832)23-0042
	-	徳		<u>山</u>		周南市新宿通 5 - 1 - 8	(0834)31-2150	(0834)31-0242
	-	宇		部		宇部市港町1-3-7	(0836)33-7111	(0836)22-3042
	-	岩		玉		岩国市立石町1-8-7	(0827)24-2222	(0827)29-2242
		/da + 2 1.	萩	L-74 D	758-8570	<b>萩市江向323-1</b>	(0838)24-2155	(0838)22-0042
徳島	島		上会保険事		770-0004	徳島市南田宮 2 - 6 - 2 5	(088)634-1170	_
	•	徳	島	南		徳島市山城西4-45	(088)652-1511	(088)654-0219
	-	徳	島	北	770-8522	徳島市佐古三番町12-8	(088)655-0200	(088)655-0383
		阳	波半	田	779-4496	美馬郡つるぎ町半田字小野113 高松市寿町2-1-1	(0883)64-3128	(0883)64-3119
香川			上会保険事		760-0023	高松第一生命ビルディング新館2階	(087)811-1822	- (205)225 2212
	-	高	松	東		高松市塩上町3-11-1	(087)861-3860	(087)837-3319
	-	高	松	西土		高松市錦町2-3-3	(087)822-2850	(087)851-7719
盘 梅	亞	善善善	通 <del>L</del> 会保険事	寺 F 数 巳		善通寺市文京町2-9-1 松山市一番町1-9-15 マルワビル	(0877)62-1653	(0877)62-8619
愛媛	友	松	上云体陝雪	東東		松山市朝生田町1-1-23	(089)941-5300 (089)946-2146	(089)933-1319
	-	松 松	<u>ш</u> Ш			松山市南江戸3-4-8	(089)925-5105	(089)923-4619
	ŀ	新	<u> </u>	浜		新居浜市庄内町1-9-7	(0897)35-1300	(0897)32-5819
	-	<u>利</u> 今	户	治	794-8515	今治市別宮町6-4-5	(0898)32-6141	(0898)32-3519
	-	 宇	和	島	798-8603	宇和島市天神町4-43	(0895)22-5440	(0895)24-2819
高知	:D		上会保険事		780-8547	高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル8階	(088)875-3241	-
	-	高	知	東	780-8556	高知市桟橋通4-13-3	(088)831-4430	(088)833-4719
	ŀ	高	知	西	780-8530	高知市旭町3-70-1	(088)875-1717	(088)823-1519
	ŀ	南		国	783-8507	南国市大埇甲1214-6	(088)864-1111	(088)863-1019
	•	幡		多	787-0023	四万十市中村東町2-4-10	(0880)34-1616	(0880)35-2319
福岡	8	福岡社	上会保険事	事務局	812-8534	福岡市博多区博多駅前3-25-21 博多駅前ビジネスセンター2階	(092)415-3600	-
		東	福	岡	812-8657	福岡市東区馬出3-12-32	(092)651-7967	(092)641-4049
	İ	博		多	812-8540	福岡市博多区博多駅東3-15-23	(092)474-0012	(092)474-7249
		中	福	岡	810-8668	福岡市中央区大手門2-8-25	(092)751-1232	(092)715-2449
		西	福	岡	819-8502	福岡市西区内浜1-3-7	(092)883-9962	(092)884-0149
	İ	南	福	岡	815-8558	福岡市南区塩原3-1-27	(092)552-6112	(092)541-7649
	İ	久	留	米	830-8501	久留米市諏訪野町2401	(0942)33-6192	(0942)34-2449
		小	倉	南	800-0294	北九州市小倉南区下曽根1-8-6	(093)471-8873	(093)471-5149
		小	倉	北	803-8588	北九州市小倉北区大手町13-3	(093)583-8340	(093)583-8349

都道府	県名	事務局	・社会保	<b>保険事</b>	務所名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
		直			方	822-8555	直方市知古1-8-1	(0949)22-0891	(0949)28-0549
		八			幡	806-8555	北九州市八幡西区岸の浦1-5-5	(093)631-7962	(093)622-2649
		大	牟	ì	田	836-8501	大牟田市大正町6-2-10	(0944)52-5294	(0944)51-6849
佐	賀	佐賀社会保険事務局			務局	840-8530	佐賀市駅前中央1-6-25 佐賀東京海上日動ビルディング3階	(0952)25-1510	-
		佐			賀	849-8503	佐賀市八丁畷町1-32	(0952)31-4191	(0952)31-0949
		唐			津	847-8501	唐津市千代田町2565	(0955)72-5161	(0955)73-0149
		武			雄	843-8588	武雄市武雄町昭和43-6	(0954)23-0121	(0954)23-8249
長	崎	長崎社会保険事務局				850-8532	長崎市興善町6-5 興善町イーストビル1階	(095)832-2700	-
		長	崎	Î	南	850-8533	長崎市金屋町3-1	(095)825-8709	(095)822-3149
		長	崎	Ĵ	北	852-8502	長崎市稲佐町4-22	(095)861-1214	(095)862-3149
		佐	世	t	保	857-8571	佐世保市稲荷町2-37	(0956)34-1189	(0956)34-1649
		諫			早	854-8540	諫早市栄田町47-39	(0957)25-1797	(0957)26-1949
熊	本	熊本社会保険事務局				860-0804	熊本市辛島町5-1 日本生命熊本ビル6階	(096)211-1122	-
		熊	本		東		熊本市東町4-6-41	(096)367-2500	(096)369-9949
		熊	本	<u> </u>	西	860-8534	熊本市千葉城町2-37	(096)353-0141	(096)326-5149
		八			代	866-8503	八代市萩原町2-11-41	(0965)35-6115	(0965)32-8749
		本			渡	863-0033	天草市東町2-21	(0969)24-2111	(0969)24-3449
		玉			名	865-8585	玉名市松木11-4	(0968)74-1611	(0968)73-2549
大	分	大分社会保険事務局			務局	870-8577	大分市東春日町1-1 NS大分ビル5階	(097)573-3000	-
		大			分	870-0997	大分市東津留2-18-15	(097)552-1211	(097)552-2349
		日			田	877-8585	日田市淡窓1-2-75	(0973)22-6174	(0973)23-6849
		別			府	874-8555	別府市西野口町2-41	(0977)22-5111	(0977)21-8949
		佐			伯	876-0823	佐伯市女島字源六分9029-5	(0972)22-1970	(0972)24-1949
宮	崎	宮崎社会保険事務局				880-8587	宮崎市高千穂通2-5-32 日本生命宮崎駅前ビル2階	(0985)62-0080	-
		宮			崎	880-8588	宮崎市天満2-4-23	(0985)52-2111	(0985)52-2249
		高			鍋	884-0004	児湯郡高鍋町大字蚊口浦5105-1	(0983)23-5111	(0983)23-5149
		延			岡		延岡市大貫町1-2978-2	(0982)21-5424	(0982)33-0149
		都			城	885-8501	都城市一万城町71-1	(0986)23-2571	(0986)23-2949
鹿児島		鹿児島社会保険事務局			事務局	890-0065	鹿児島市郡元1-8-6	(099)812-0151	_
		鹿	児	島	南	890-8533	鹿児島市鴨池新町5-25	(099)251-3111	(099)259-2649
		鹿	児	島	北	892-8577	鹿児島市住吉町6-8	(099)225-5311	(099)225-8049
		Ш			内	895-0012	薩摩川内市平佐町2223	(0996)22-5276	(0996)20-3949
		加	治	î	木	899-5292	姶良郡加治木町諏訪町113	(0995)62-3511	(0995)62-3549
		鹿			屋	893-0014	鹿屋市寿3-8-19	(0994)42-5121	(0994)40-0649
		奄	美	大	島	894-0035	奄美市名瀬塩浜町3-1	(0997)52-4341	(0997)53-9649
沖	縄	沖縄社会保険事務局			務局	900-0029	那覇市旭町114-4 おきでん那覇ビル8階	(098)941-0730	-
		那			覇	900-0025	那覇市壺川2-3-9	(098)855-1118	(098)854-5249
		浦			添	901-2121	浦添市内間3-3-25	(098)877-0020	(098)878-6949
		Л			ザ	904-0021	沖縄市胡屋 2 - 2 - 5 2	(098)933-2267	(098)933-1049
		名			護	905-0021	名護市東江1-9-19	(0980)52-2574	(0980)52-6349
		平			良	906-0013	宮古島市平良字下里791	(0980)72-3650	(0980)72-9049
		石			垣	907-0004	石垣市字登野城55-3	(0980)82-9211	(0980)83-1249